

## 第4次市人権施策推進指針より

人権施策を進める上での基本的な視点

### 01 人権意識の醸成

全ての市民が人間の尊厳の大切さを理解し、人権問題を知識として知るだけでなく人権を尊重するという理念への理解を深め、日常生活で生かせるよう意識を高めます。

### 02 誰もが共存できる社会づくり

さまざまな心身の特性や考え方を持つ全ての人が互いに理解を深め支え合えるよう、多様性を受け入れ、誰一人取り残さない社会を目指します。

### 03 生活環境の整備

不自由と感ずることは人それぞれ異なります。ユニバーサルデザインの推進をはじめとし、地域社会で安全で安心して暮らせる環境をつくります。

### 04 相談・支援体制の充実

実際に被害を受けた人や、問題を抱え悩んでいる人への対応も重要です。今後さらに多様化、複雑化する課題に適切に対応できるよう、相談・支援体制の充実を図ります。



指針では「誰一人取り残さない」というSDGsの視点も大切にしています。



市ウェブサイト人権施策推進指針

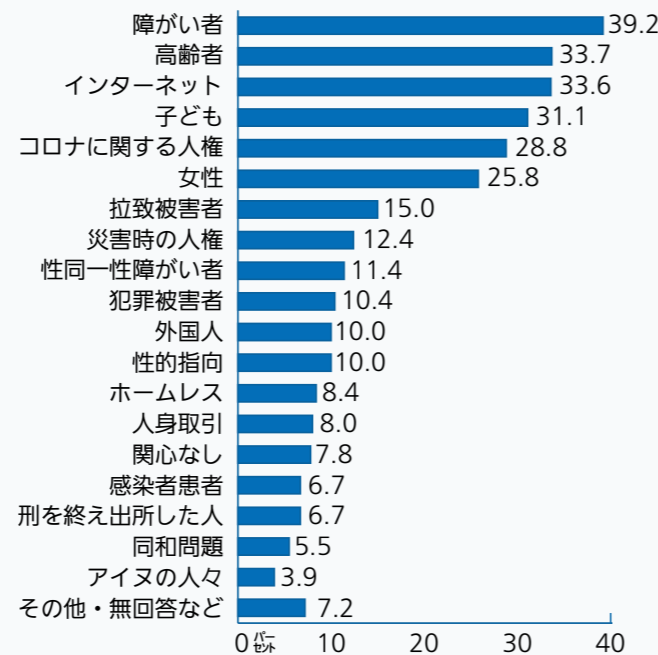
**新たな指針を策定**  
 こうした中、本市では令和5年3月、第4次市人権施策推進指針を策定しました。人権を尊重することは、全ての人が自分らしく生きていくための基本となるものです。誰もが自分らしく生きがいを



持ち、支え合う「共生のまち」を実現するためには、教育や啓発により、市民一人一人が人権尊重を理解し、互いの違いや個性を認め、尊重し合うことが大切です。  
 こうした考えから、今回の指針もこれまでのものを継承し、基本理念を「一人ひとりが人権尊重を理解し、互いに認め合い、共に支え合う共生社会のまち恵那」としました。指針では、左に記載の通り  
 ①人権意識の醸成 ②誰もが共存できる社会づくり ③生活環境の整備 ④相談・支援体制の充実を基本的な視点として、市の方針を示しています。

本市の人権課題を把握するため、指針の策定に合わせてアンケートを実施しました。その結果、最も関心のある課題は、障がい者の人権、次いで高齢者の人権でした。また、平成28(2016)年度の調査と比較すると、特に「インターネットによる人権侵害」が増加しています。

Q. 人権課題の中で関心のあるものは何ですか？(複数回答可)



【調査の概要】  
 期間：令和3年12月 対象：18歳以上の市民 配布数：2,000件 (有効回収率 38%)

# 「誰か」のことじゃない。 人権って何だろう？

1948(昭和23)年に国連総会で世界人権宣言が採択され、本年で75周年を迎えます。採択日の12月10日は人権デー、12月4日から10日までは人権週間です。この機会に、身近なことから人権を考えてみませんか。

☎ 社会福祉課 ☎ 26-2111 (内線180)



## 人権とは



**全ての人の権利、人権**  
 世界人権宣言は「すべての人間は、生まれながらにして自由であり、かつ尊厳と権利について平等である」とうたっています。  
 日本国憲法は、人種・信条・性別・社会的身分・門地などによって差別されないとする法の下の平等、思想及び良心の自由、信教の自由、学問の自由、生存権、教育を受ける権利、勤労の権利など、多くの種類の人権を基本的人権として保障しています。  
 人権は、全ての人が生まれながらに持っている権利であり、人が幸せな人生を送るために、欠くことのできないものです。  
 しかし、偏見や差別によって、人間らしく、自分らしく生きられないことがあります。それが人権問題です。

- 人権問題**  
 人権問題といわれるものは、主に次のようなものがあります。  
 これらをなくすため、一人一人が人権を自分のこととして捉え、人権尊重の大切さを理解し、行動することが大切です。
- 女性の権利**
    - 雇用や賃金面での格差
    - セクシュアルハラスメント
    - 配偶者などからの暴力
    - ストーカー行為
  - 子どもの権利**
    - 児童虐待
    - 子ども同士のいじめ
    - 体罰
  - 高齢者への虐待**
    - 経済状況による教育機会の格差
    - 地域からの孤立
    - 高齢者を狙った悪質商法
    - 年齢を理由とした社会参加機会の逸失
  - 障がい者の権利**
    - 物理的なバリア(建物の段差など)
    - 制度・慣行的なバリア
    - 情報面のバリア(情報の入手方法など)
    - 心のバリア(無理解から生じる偏見や差別)

- 部落差別(同和問題)**
  - 同和地区(被差別部落)の出身という理由だけで、結婚をとりやめたり、企業が採用しなかったりする
- インターネットと人権**
  - 写真や動画の無断公開
  - 特定の個人を対象とした誹謗中傷
  - 子ども同士のいじめ
  - 未成年者への性的被害や暴行
- 外国人の権利**
  - 言語、文化、宗教、生活習慣などへの無理解から、住宅の賃貸や入店を断る
- 近年の課題**
  - 近年、性的マイノリティを取り巻く課題やヘイトスピーチの問題など、人権課題は多様化しています。
  - さらに、新型コロナウイルス感染症は、感染者やその家族、医療従事者などへの差別問題だけでなく、あらゆる人権課題に深刻な影響を与えました。



▲法務省ウェブサイト人権啓発動画

### ■人権教室

人権の大切さを多くの人に知ってもらい、考えてもらうため、啓発活動を行っています。

11月15日には山岡こども園を訪問し、大型絵本と紙芝居の読み聞かせを行いました。物語を通じて、友達との関わり方や助け合う心などを伝えました。



### 人権擁護委員

人権擁護委員は、人権擁護委員法に基づき法務大臣から委嘱されます。

主に、人権相談を受けたり、人権の考え方を広めたりする活動しながら、市民の皆さんの問題解決の手伝いをしています。

全国で1万4千人が委員になっており、本市では、各地域1〜2人(計16人)が積極的な活動を行っています。ここでは、人権擁護委員の活動を紹介します。



### ■人権相談

特設人権相談として、人権擁護委員が面談による人権相談を受け付けています。職場や家庭、地域での人権問題全般が相談できます。相談は無料で、プライバシーは厳守します。安心して利用ください。

■日時と場所 本紙19頁「相談コーナー」に毎月掲載(予約不要)  
※年間予定は市ウェブサイトを確認ください



市ウェブサイト人権相談

※電話やインターネットで相談する方法もあります。詳しくは本紙6頁に掲載しています

### ■人権啓発

法務省が行う「人権の花運動」は、花を育てることを通じて生命の尊さを感じるとともに、優しさと思いやりの心を育てる活動です。

本年は、10月6日に恵那東中学校で鉢植えを植えました。花は各クラスで大切に育て、お世話になった地域の方などにプレゼントしました。



「日頃の感謝の気持ちと、これからもよろしくお願ひしますという思いを込めて花を植えました。きれいに咲いて、私たちの気持ちが花から伝わるとうれしいです」

10月26日には恵那東中学校で、県人権啓発活動ネットワーク協議会による「車いすバスケットボール体験教室」が行われました。

車いすバスケットボールチーム岐阜SHINEの池戸義隆選手らを招き、体験を通じて、障がいのある方への理解を深めました。

「車いすに座ると立っているより低いから、視界がいつもと違いました。ゴールが高く感じました」

「歩けないとかわいそうと思っていたけど、違いました。障がいがあっても変わらない。むしろ選手の人たちの方が、私たちより生き生きとしていると思いました」



一人で悩まず、気軽に話して  
中津川人権擁護委員協議会恵那市地区部会長 塚田益巳さん  
平成26年に委員となつて、これで9年目です。前任者から、元教員としての経験を生かしてやってみたいかと言われたことがきっかけでした。  
主な活動は、相談や啓発  
普段の主な活動は、人権相談や啓発活動です。  
人権相談は、相談日を設けて、市内各地域の委員が相談を受けています。傾聴を心がけ、悩みに寄り添って対応することを大切にしています。その他、学校を通じて配布している「こどもの人権SO Sミニレター」が届くこともあり、内容をしっかりと読み取って、丁寧に返事を書くようにしています。また、人権の花運動など、法務局や県が行う啓発活動にも参加します。  
歌や物語で伝えることも  
子どもたちへの活動では、人権教室を行っています。中学校では講師を招いた講演会



人権擁護委員 塚田さん(明智町)

を、こども園や小学校では歌を歌ったり大型絵本の読み聞かせをしたりしています。歌や物語を通じて人権とは何かを考えてもらおうと実施しているのので、絵本を読んだ後に子どもたちが「友達を大切にしよう」などと言って教室が温かい雰囲気になると、とてもうれしいです。  
ただ、活動を知らない方も多く、それぞれの地域の方に人権擁護委員をもっと身近に感じてもらえるよう、工夫が必要だなと思っています。  
気軽に相談して  
人権相談を受けていると、人権問題とは直接関係がないような話になることもありますが、でもそれでよいと思っています。私たちが分からないときは専門の相談先を紹介しますので、悩み事はため込まず、ぜひ気軽に利用してください。

### パートナーであることが宣言できます

9月1日から、県パートナーシップ宣誓制度が始まりました。

この制度は、二人が互いを人生のパートナーとし、協力しながら日常生活を共にすることを知事に宣誓し、県が宣誓書受領証を交付する制度です。

法律上の婚姻とは異なり、宣誓によって法的な権

利が発生するわけではありませんが、二人の人生を尊重し、自分らしく暮らすことを応援するものです。

宣誓は、性的少数者や事実婚カップルなどを行うことができます。詳しくは、県ウェブサイトを確認ください。



## 相談窓口




人権のことで困ったら、まず相談ください。主な相談先は、以下の通りです。

■市役所 ※受付時間は、平日午前8時半～午後5時15分です。夜間や休日で緊急の場合は、市代表 ☎26-2111 に連絡ください

相談先	内容	電話番号など
人権相談 人権擁護委員による人権相談	各地域の会場で、職場や家庭、地域での人権問題全般の相談を受け付けています。	本紙19頁
福祉総合相談	生活上のさまざまな不安や課題、相談先の分からない困りごとなどの総合的な相談窓口です。	社会福祉課（西庁舎1階） 0573-22-9136
障がい者の相談 障がい者虐待防止センター	障がい者の方に対する相談や支援サービス、虐待などの相談窓口です。	社会福祉課（西庁舎1階） 0573-22-9135
高齢者の相談 地域包括支援センター、 恵南地域包括支援センター	高齢者が抱える生活全般の困りごとなどの総合相談窓口です。	地域包括支援センター（西庁舎1階） 0573-22-9112 恵南地域包括支援センター 0573-57-3030（山岡振興事務所内）
子育て相談 子育て包括支援センター	妊娠・出産への不安や子育てに悩む母親やその家族の総合相談窓口です。	子育て支援課（西庁舎2階） 0573-22-9137
児童虐待やDV相談 家庭児童相談室	配偶者やパートナーから受けているさまざまな暴力（DV）について、相談員と一緒に考えます。	子育て支援課（西庁舎2階） 0573-22-9137

## ■法務局・法務省



相談先	内容	電話番号など
人権相談 みんなの人権 110 番	いじめや嫌がらせ、虐待や差別など、さまざまな人権問題に関する相談を受け付けています。 (平日午前8時半～午後5時15分)	0570-003-110
女性の人権相談 女性の人権ホットライン	セクハラ・家庭内暴力など、女性の人権問題に関する相談を受け付けています。 (平日午前8時半～午後5時15分)	0570-070-810
こどもの人権相談 こどもの人権 110 番	いじめ・虐待など、子どもの人権問題に関する相談を受け付けています。 (平日午前8時半～午後5時15分)	0120-007-110
人権相談 LINEじんけん相談@名古屋 法務局	人権に関する相談をLINE <sup>ライン</sup> で受け付けています。	
インターネット人権相談窓口	相談フォームからインターネットで相談でき、後日最寄りの法務局から、電子メールか電話で回答が届きます。	